

○総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(対象火気設備等の種類) 第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十三号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十四号から第二十一号までに掲げる設備とする。 「一〇七 略」 八 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。） 九 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。） 「十一」 「略」 第十條 「略」 「一 略」 二 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及び一般サウナ設備にあつては、その風道並びにその被覆及び支柱を不燃材料で造ること。 「三〇八 略」 九 固体燃料を使用するストーブ及び簡易サウナ設備にあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設すること。 「十〇十三 略」 （周囲に火災が発生するおそれが少ない構造） 第十一條 「略」 「一・二 略」 三 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及び一般サウナ設備にあつては、その風道の火を使用する部分に近接する部分に防火ダンパーを設けること。 「四〇九 略」 （風道、燃料タンク等の構造） 第十四條 「略」 「一 略」 二 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及び一般サウナ設備にあつては、その風道の給気口は、じんあいの混入を防止するものとする。 「三〇七 略」 （安全を確保する装置等） 第十五條 「略」	(対象火気設備等の種類) 第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。 「一〇七 同上」 「新設」 八 サウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。以下同じ。） 「十一」 「同上」 第十條 「同上」 「一 同上」 二 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあつては、その風道並びにその被覆及び支柱を不燃材料で造ること。 「三〇八 同上」 九 固体燃料を使用するストーブにあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設すること。 「十〇十三 同上」 （周囲に火災が発生するおそれが少ない構造） 第十一條 「同上」 「一・二 同上」 三 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあつては、その風道の火を使用する部分に近接する部分に防火ダンパーを設けること。 「四〇九 同上」 （風道、燃料タンク等の構造） 第十四條 「同上」 「一 同上」 二 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあつては、その風道の給気口は、じんあいの混入を防止するものとする。 「三〇七 同上」 （安全を確保する装置等） 第十五條 「同上」

〔二〕六 略〕 七 簡易サウナ設備及び一般サウナ設備にあつては、その温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、簡易サウナ設備（薪を熱源とするものに限る。）にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。 〔八 略〕	〔二〕六 同上〕 七 サウナ設備にあつては、その温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 〔八 同上〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、令和八年三月一日から施行する。